

議案第19号

西海市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

西海市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年西海市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表

西海市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月19日 西海市条例第19号</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 (略)</p>	<p>西海市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月19日 西海市条例第19号</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。